破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１６５号
札幌市豊平区西岡２条11丁目16番21号、破産手続開始決定時の住所札幌市豊平区西岡５条11丁目５番８号
破産者　浅水　愼一
1　決定年月日　平成26年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８０９号
宮城県名取市飯野坂３丁目１番20号、従前の住所仙台市青葉区柏木２丁目６番19―302号
破産者　畑沢　寅己
1　決定年月日　平成26年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第９７号
静岡県浜松市東区上石田町207番地の６
破産者　河合　知彦
1　決定年月日　平成26年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第８４５号
京都市南区西九条南田町１番地４　東寺ハイム507、破産手続開始決定時の住所京都市中京区六角通大宮東入鍛冶屋町343番地
破産者　西国器械製作所こと　國島　政雄
1　決定年月日　平成26年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第８４６号
京都市南区西九条南田町１番地４　東寺ハイム507、破産手続開始決定時の住所京都市中京区六角通大宮東入鍛冶屋町340番地の１
破産者　國島　克己
1　決定年月日　平成26年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１３７６号
京都市伏見区醍醐上ノ山町21番地の４　醍醐上ノ山団地Ｃ２―304
破産者　山下　顕司
1　決定年月日　平成26年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２６３号
岡山県笠岡市尾坂2850番地１
破産者　西村　修一
1　決定年月日　平成26年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１４０号
山形県寒河江市新山町11番地の１　シュガーヒルズＡ203、前住所山形県寒河江市大字日和田56番地の17
破産者　新井　七泉
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５８号
富山県南砺市荒木1050番地６、開始決定時の住所富山県高岡市福田六家３番地
破産者　新家　孝城
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第４６１号
新潟市中央区女池上山１丁目15番15　リヴェール女池304号、従前の住所石川県七尾市小丸山台１丁目23番地
破産者　関軒　秀行
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第５号
兵庫県西脇市西脇308番地
破産者　亀岡　　進
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２５年（フ）第１１４号
栃木県栃木市入舟町20番３号
破産者　野尻昌孝商店こと　野尻　昌孝
1　決定年月日　平成26年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第１２７号
佐賀県西松浦郡有田町北ノ川内丙605番地11
破産者　藤本　昌紀
1　決定年月日　平成26年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第４１号
川崎市多摩区東三田３丁目４番17号
破産者　半沢　浩司
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第４３４号
名古屋市緑区鳴海町字姥子山10番地の８　マンションヒルズ201号、従前の住所名古屋市緑区姥子山５丁目904番地
破産者　久門塗装こと　久門　義典
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５２号
堺市堺区一条通17番10―401号、前住所堺市東区日置荘北町１丁１番２号
破産者　ダイチ住宅こと　坂東　文夫
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係